

外国人の雇用労働に係る統計整備 の状況について

外国人の雇用に係る統計調査について

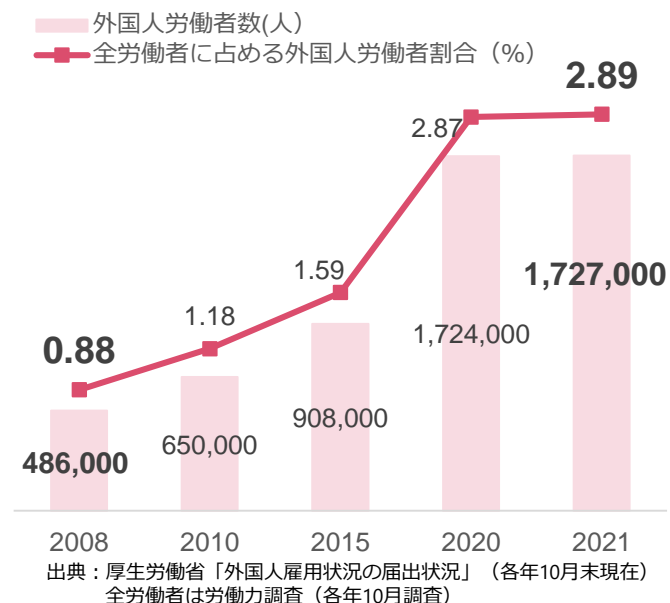
外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に係る研究会

「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」の中間取りまとめでの提言を踏まえ、労働経済、統計調査等の有識者による「外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に関する研究会」を設置。

- 既存統計で把握される雇用労働状況と外国人の雇用労働状況の比較や、職種別、産業別、在留資格別に外国人労働者の労働条件等の把握・分析が可能となる公的な統計調査の新設に向けて、具体的な調査項目及び調査票の設計、標本集団の設定、高い回収率を確保するための方策等について検討する。

新たな統計整備の必要性

- 我が国の外国人労働者数が一貫して増え続ける中、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握することが必要。
※外国人雇用状況届出が義務付けられた2008年48.6万人→2021年172.7万人（右グラフ参照）
- 「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人を受け入れるための環境整備が政府全体で進められている。
- 外国人労働者数は労働者全体の2～3%程度であるため、既存の統計調査では実態の把握が困難。
- OECDにおける外国人に関する国際比較や、持続可能な開発目標（SDGs）における外国人労働者に関する指標等、統計による国際比較性の担保も必要。



外国人労働者の雇用に係る新たな統計の整備が必要

外国人の雇用に係る統計調査について

外国人の雇用に係る統計調査の概要

- 対象** 外国人労働者を雇用する事業所（※）及び当該事業所に雇用される外国人労働者
（※）外国人雇用状況届の届出がある事業所から対象事業所を抽出。
- 目的** 産業別、事業所規模別、在留資格等の別に外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を明らかにする。
- 概要**
 - 雇用動向調査、就業構造基本調査、賃金構造基本統計調査等と整合させた調査項目とし、既存統計との比較を可能とする。
 - 回収率確保の観点から、オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施する。
 - 調査開始時期は令和5年度、公表は令和6年度（予定）。

主な調査項目（案）

事業所調査

- **事業所の属性情報**
（企業全体の常用労働者数、事業内容、在留資格別常用労働者数等）
- **雇用する労働者の属性情報**
（性、年齢、最終学歴、在留資格）
- **現在の雇用状況**
（雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数・時間、賃金）

労働者調査

※回答者の負担軽減のため、一部調査項目を複数年を単位とする周期調査とする。

毎年調査する項目

- **外国人の属性情報**（性、出生年月、職業、在留資格、出生地、学歴(母国)、学歴(日本)、国内就労期間、母語、日本語能力、配偶者の有無等）
- **入職経路**
（仕事に就く上でのトラブル、入職前居住地、入職経路、入国費用負担者、入国までに要した費用、入国までに要した期間等）

数年おきに調査する項目

- **現在の雇用状況**（転職希望の有無、副業の有無、訓練・自己啓発の有無）
- **前職の状況**（前職の有無・職業等）
- **生活状況**（子どもの有無、世帯収入、仕送り）

《調査対象数》（※検討中）
事業所数 約1万事業所
労働者数 約4万人

外国人の雇用実態等を産業別、在留資格別等の別に明らかにし、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とする